

(外國債)
第七条 法第二十九条第三号の政令で定める債券は、次に掲げるものとする。
一 外國の特別の法令により設立された法人の発行する債券
二 外國の政府、地方公共団体若しくは特別の法令により設立された法人又は国際機関が元本の償還及び利息の支払について保証している債券(前号に該当するものを除く。)
三 金融商品取引所(金融商品取引所に類似する取引所で外國に所在するものを含む。)に上場されている株式又は債券の発行法人で貸借対照表上の純資産額が十五億円以上のものの発行する債券(前二号に該当するものを除く。)

(債券の貸付け)
第八条 法第二十九条第五号の政令で定める債券は、国債並びに同条第三号口からへまで及びリに掲げる債券(同号に規定する標準物を除く。)とする。

2 法第二十九条第五号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第一条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十一条第一項に規定する第一種金融商品取引業者に行う者に限る。)
- 二 金融商品取引法第一条第三十項に規定する証券金融会社(債券オフショル)

第九条 法第二十九条第六号の政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間にあつて債券(法第二十九条第三号イ及びリに規定する標準物を含む。)の売買取引を成立させることができること

二 債券の売買取引において、当事者の一方が受渡日を指定できる権利であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買取引の契約が解除されるもの(外國で行われる売買取引に係るものを除く。)

(先物外國為替の取引から除かれる取引)

第十条 法第二十九条第七号の政令で定める取引は、金融商品取引法第一条第二十一項に規定する市場テリバティブ取引(同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。)及び同条第八項第三号口に規定する外國金融商品市場において行われる当該市場テリバティブ取引と類似の取引とする。

(一回の発行に係る取得の制限を適用しない外國債)

第十一条 法第三十条第五項の規定により読み替えて準用する同条第三項の政令で定める外國債は、

第七条第一号に掲げるものとする。

(内閣総理大臣への権限の委任)

第十二条 法第十一条第一項の規定による総務大臣の立入検査の権限のうち法第十五条第一項の規定による委託、同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による再委託、法第十八条第一項の規定による委託及び同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による再委託の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、総務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

2 機構に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第六十四条第一項の規定による総務大臣の立入検査の権限のうち法第十四条第二項に規定する郵便貯金管理業務及び同条第三項に規定する簡易生命保険管理業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、総務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

2 前項の権限で機構の從たる事務所又は法第三十一条第一項の委託若しくは再委託を受けた者の事務所(以下この条において「従たる事務所等」という。)に関するものについては、関東財務局長の事務所(ほか、當該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 前項の規定により従たる事務所等に対し立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、機構の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して立入検査の必要を認めたときは、機構の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、立入検査を行うことができる。

附 則

この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

内閣総理大臣 安倍晋三
総務大臣 菅義偉
財務大臣臨時代理 国務大臣 山本有一

郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽
平成十九年八月三日

内閣総理大臣 安倍晋三
内閣総理大臣 安倍晋三

政令第二百三十五号
郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)、日本郵政株式会社法(平成十七年法律第十九十八号)、郵便事業株式会社法(平成十七年法律第九十九号)、郵便局株式会社法(平成十七年法律第一百号)、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機関法(平成十七年法律第一百一号)及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第一百二号)の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(関係政令の廃止)

第一条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 郵便貯金法施行令(昭和四十六年政令第二百九十八号)

二 簡易生命保険法施行令(平成二年政令第三百四十号)

三 阪神・淡路大震災に伴う貸付金の総額の制限額に関する郵便貯金法施行令の特例を定める政令(平成七年政令第三百五十五号)

四 日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律第六条第二項の規定により財務局長又は財務支局長に委任する権限を定める政令(平成十三年政令第五十九号)

五 日本郵政公社法施行令(平成十四年政令第三百八十四号)

六 郵便物運送委託法第三十八条の六の審議会等を定める政令(平成十五年政令第八十四号)

七 郵便振替法第六十八条の六の審議会等を定める政令(平成十五年政令第八十五号)

八 郵便切手類販売所等に関する法律第九条の審議会等を定める政令(平成十五年政令第八十六号)

九 郵政窓口事務の委託に関する法律第十三条の審議会等を定める政令(平成十五年政令第八十七号)

十 郵便物運送委託法第二十条の二の審議会等を定める政令(平成十五年政令第八十八号)

十一 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第七条の二第二項の審議会等を定める政令(平成十五年政令第八十九号)

十二 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律第六条の二第一項の審議会等を定める政令(平成十五年政令第九十号)

十三 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の施行に関する政令(平成十七年政令第百九十九号)

(郵政民営化法施行令の一部改正)

第二条 郵政民営化法施行令(平成十七年政令第三百四十二号)の一部を次のよつに改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の二条を加える。